

令和4年3月7日

保護者の皆様へ

神戸第一高等学校
校長 岸本 二郎

「まん延防止等重点措置」が再延長されることを踏まえた感染防止対策について

保護者の皆様におかれましては、平素より本校教育にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本県は新型コロナウイルス感染者数は減少の兆しが見られますが、病床使用率や重症者数は依然として高い水準であり医療体制はひっ迫していることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が3月21日まで再延長されることとなりました。

つきましては、引き続き感染予防対策を講じる必要がある状況を鑑み、指定期間中、本校はなお一層の対応の徹底を図ることとします。

具体的には、部活動等については県教育委員会等の通知に準じることとし、別紙に示します。ただし、許可を得た部活動についてはこの限りではありませんので、各部とも必ず顧問に確認してください。

今後も、学校医・保健所と連携しながら感染予防に十分配慮いたしますが、ご家庭におかれましても、引き続き、一層の感染予防対策をお願いいたしますとともに、コロナ罹患が疑われるような発熱等の体調不良の場合には、出席停止として欠席扱いとは致しませんので、無理に登校せず、ご一報くださいますよう、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染防止にかかる出席停止の扱いとなるのは以下の場合です。

- ・ 医師や保健所によりコロナウイルス感染症に罹患したと診断・判断された場合。
- ・ 医師・保健所より感染者の濃厚接触者に特定された場合。
- ・ 基礎疾患があり、主治医に登校を見合わせるように指導を受けた場合。
- ・ 本人や同居の家族が発熱等の体調不良である場合。

いずれの場合も、医師・保健所の指示する待機期間について、欠席としない出席停止として扱います。出席停止の扱いは、まずは学校へご一報いただき、後日、「学校感染症【新型コロナウイルス感染症】治癒証明書」を担任から受け取り、ご提出いただく必要があります。